

税務課

☎ 町民税係(113～115)



# 紙で申告した方も e-Taxで所得税申告書等の PDFファイルを取得できます！

**メリット1**お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請から取得までできます！**メリット2**紙で申告した方もPDFファイルで取得できます！**メリット3**取得したPDFファイルのダウンロード・印刷も可能です！**メリット4**手数料はかかりません！**ステップ****1**

パソコン又はスマートフォンでe-Taxにログインし、閲覧申請データを作成・送信します。

- ※ 書面又はe-Taxにより提出した所得税確定(修正)申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分(令和2年分以降)が対象となります。
- ※ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります(例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能)。
- ※ 閲覧申請データの送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 代理人や相続人の方はご利用できません。

**2**

e-TaxのメッセージボックスにPDFファイルが配信された後、閲覧・ダウンロードができます。

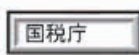
- ※ e-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ※ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。



所得税申告書等をe-Taxで提出している方は、パソコンからe-Tax(Web版)にマイナンバーカード等でログインすることで、メッセージボックスの受信通知から申告書等のPDFファイルをダウンロードできますので、そちらもご活用ください。



国税庁 ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>



検索



申告書情報の取得



保存と印刷の方法

出典：国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/disclosure/kojinjoho/pdf/0022005-014.pdf>)

「紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます！」(国税庁)を加工して作成